

築田課長

ただ今から、青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議を開催致します。

会議に先立ちまして、今回の出席者をご紹介します。

本会議には、主催者である青森県及び岩手県の担当者以外に青森県田子町長、岩手県二戸市長にご出席いただいておりますのでご紹介致します。

青森県田子町の中村町長です。二戸市の小原市長です。

それでは両県の出席者を紹介させていただきます。青森県の職員を青森県の担当課長から紹介をお願いします。

鎌田課長

それでは、青森県の職員を紹介いたします。

生活部の次長でございます福永でございます。

環境政策課廃棄物・不法投棄対策室長の豊川でございます。

同じく総括主幹の濱谷でございます。

担当しております主幹の西谷でございます。

私、環境政策課長の鎌田と申します。どうぞよろしくをお願いします。

築田課長 次に岩手県の職員をご紹介します。

時澤環境生活部長でございます。

津軽石担当副主幹兼係長でございます。

担当の平井主査でございます。

担当の佐々木主査でございます。

私は、担当しております資源循環推進課長の築田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、会議に先立ちまして、環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

時澤部長

それでは青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同会議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ず、田子町長さん、二戸市長さんにおかれましては、ご多忙のところ合同会議にご参加いただきましてありがとうございます。

さて、先月25日でございますけれども、当不法投棄事案につきまして、東京にて合同連絡会議を開催したところでございます。

両県におきまして調査状況、対応状況についてご説明申し上げまして、アドバイザーの方々からご意見等いただきまして、それを受けて、両県で検討を進めると同時に、当該事案につきましては、投棄された両県だけの問題ではないという認識から、国に対しましても当事案の対応への参画を要請しているところでございます。

今後の対策をするに当たりまして、25日の合同連絡会議の席上で提案致しました合同検討委員会につきまして本日の会議でその設置等について必要な事項を協議したいと考えているところでございます。

合同検討委員会では、先ず、緊急に解決しなければならない事項について協議いただくものでありますけれども、後ほど詳しく説明いたしますけれども、当面の課題であります原状回復につきましては、有害物の撤去と土壌浄化の組み合わせによる対策を原状回復の最終形態と位置付けましてこれに向けた緊急対策の実施に必要な詳細調査を早急に実施いたしまして、その調査結果に基づき、合同検討委員会に対して緊急および恒久対策について諮るべく必要な調整を現在行っているところでございます。

併せまして、地元住民の方々に原状回復の具体的な手法の効果をお示しすべく現地での土壌浄化の実施及びその効果の実証を行うべく、これも必要な調整を行っているところでございます。

今後の合同検討に当たりましては、緊急面と恒久面、そして技術面と社会面を一体的に検討いたしまして、地元住民の方々に理解をしていただき安心していただけることを基本に検討を進めて参りたいと考えております。

従いまして検討の過程におきましてもこれをオープンにし、住民の方々に説明をして参りたいというふうに考えているところでございます。

この問題の解決に当たりましては、青森・岩手両県の連携はもとよりでございますけれども、田子町長、二戸市長さんをはじめまして地元住民の皆様方にも是非一緒になって解決に向けてのお力添えを頂かなければ解決できない問題と考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いを致します。

築田課長

それでは議事に入りますが、議事進行につきましては岩手県の環境生活部長が行いますので了承いただきたいと思います。

時澤部長

それでは私のほうで議事進行させていただきますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは早速次第に従いまして、進行をさせていただきますと思います。

1の合同検討委員会の位置づけと、そして2の第1回合同検討委員会についてでございます。

これを併せまして先ず説明をお願いしたいと思います。

築田課長

それではご説明申し上げます。

資料1とそれから資料2について説明したいと思いますが、先ず最初に合同検討委員会についてということで、これは、去る4月の25日に東京で行われました、両県の連絡会議の際にご提案申し上げているところでございます。

目的は、不法投棄現場は、青森・岩手両県にまたがるということで、両県の対策は一体的に行うべきであるとの認識に立ちまして、技術的側面のみならず、社会経済的側面を含めた総合政策における両県の連携をより包括的に行い現地の環境再生を図ることを目的としております。

技術的な側面のみならず、社会経済的側面といいますのは、原状回復のみならず、費用負担、どこにどのように求めていくかということとか、或いは制度的な提言につながる事項を総合的に進めていく必要がある。

そして現地の環境再生を目指しますので、生態系への再生或いは回復モデルといったような形を目的としているということでございます。

位置づけとしましては、コンセプトとして、環境再生に向けた総合政策的な検討、メンバーは、地元市町、住民、環境省、国立環境研究所それに学識経験者を予定しております。それで今回の合同会議が下の絵になっておりますし、その上にいろんな事項を検討していただくこととしまして、検討委員会というものを技術的な面、それから社会的な面でテーマを設けて検討していただくということにしております。

合同会議での検討テーマとしましては最終テーマが県境不法投棄現場の環境再生計画ということで緊急度に応じて個々のテーマについて順次検討していくということでございます。

合同検討委員会での検討テーマはそこに記載してありますように調査検討、そして、合同会議に対しての報告、提言を行うということでございます。

4月25日の会議の際には、技術的な面の部会とそれから社会的な面での部会という2つの部会を定めるというご提案を致しましたが、両県で検討しましたところ、これは表裏一体のものであるということで、部会に分けずに一つの検討委員会の中で、技術的なテーマ、社会面でのテーマを一括ご協議といいますか検討いただくということで、その際、技術的な面で必要が生じた場合には、その技術関係の方々だけでの検討もありうるということで

検討事項としましては技術的な面では技術的手法、調査、環境再生スケジュールということでございますし、社会的テーマとしましては、事業実施主体をどうするか、原因究明と責任の関係についてどうするのか、費用の財源補填方法についてどうするのか、住民参加、それから環境再生施策についてというような事項を検討していくということでございます。

現在、両県で学識経験者の委員の方をそこに挙げてございます。

あいうえお順でございますけれども、板井先生、笹尾先生、佐々木先生、斉藤先生、田村先生、中澤先生、長谷川先生、古市先生、南先生ということでございます。

次に、合同検討委員会の要領案でございます。

趣旨は今申し上げましたとおりで、両県一体となって、効果的、かつ早急に実施するために必要な情報の交換、対応策の検討を行うということでございます。

所掌としましては、事案に係る調査に関する事、事案に係る対応策に関する事、その他両県知事が必要と認める事項となっておりますし、組織は委員、両県知事が委嘱するという事で、委員長、副委員長は委員の互選によるということにしております。

任期は一応2年、委員会は必要に応じて両県知事が召集する、部会としまして、部会運営に関し必要な事項は別に定める。

意見の聴取ですが、委員長は第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

庶務は、両県、環境政策課、資源循環推進課において処理する。

この要領に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は別に定めるというふうにしております。

それから、資料2の方をご覧いただきたいと思いますが、

第1回合同検討委員会の日程でございます。

今、6月の中旬で調整しております。後日決定しましたらお知らせしたいと思います。

それから会場は田子町の方で行いたいということで、これは青森県の方で調整していただくということになっております。

検討していただく内容としましては、委員会の位置づけ等について、それから委員長、副委員長選任、検討事項について、優先検討事項に係る意見交換というような項目で開催したいというふうに考えております。

時澤部長

ただ今の合同検討委員会につきましては、両県事務レベルで調整してきた事項であります。委員会には、田子町長さん、そして二戸市長さんにも参加をしていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

こういうような考え方で今後6月中旬を目指してということでございます。田子町長さん何かご意見等ございましたら

中村町長

参加させてもらうことを有難く思っています。

時澤部長

二戸市長さん。

小原市長

同じです。

時澤部長

では、町長さん、市長さんにもご参加をいただいて進めて参りたいと思いますので、それでは検討委員会につきましては、今ご説明申し上げましたような内容で設置、進めて参りたいと考えております。

なお、具体的な日程、会場等の詳細につきましては、また後日ご連絡ということにさせていただきますたいと思います。

それでは次に入らせていただきますが、4月25日の合同連絡会議で、アドバイザーの方々のご意見等がございました。

これを受けて両県対応を進めているところでありますけれども、今後の対応について協議をしたいと思います。

両県からそれぞれ検討課題、そして、緊急対策、排出事業者責任追及についてということで検討してきたと思いますけれども、それぞれ3件につきましては関連いたしますので、一括して説明していただきたいと思います。

その後議論をしていきたいと思いますので、先ず、青森県さんの方から説明をお願いいたします。

鎌田課長

それでは、今の関係で、青森県の方から、資料3、資料4をご説明したいと思います。

先ず資料3の合同検討委員会での検討課題でございますが、色々と検討会の方で検討されるのが総合的に多岐に亘ってございます。

従いまして、今すぐにやらなければならない課題と中期的な問題、或いは時間をかけて協議していかなければならない問題、という具合に3つに分けて検討すべきじゃないかということで課題を整理しました。

先ず第一に短期的に検討を要する課題としましては、我々、どうしても周辺環境への汚染水の拡散、或いは影響というものが今現在の緊急の課題であるという具合に位置づけております。

従いまして汚染拡散の防止対策をどういうふうにすれば良いのか、我々の方では囲い込みをやるということ、25日にご説明申し上げたんですが、その時に、範囲をどの辺にすれば良いのか、ということで範囲を特定しなければならない、それから、いろんな工法があると思うんです。

コンクリートでやるとか板でやるとか色んな工法がある。

工法によって費用も変わってくる、或いは範囲や距離によって変わってくるということで、そのために必要な簡単な調査として、4月から青森県では調査を始めております。

いずれにしても範囲を特定しない限りは全体の基本計画ができません。

その辺は協議の対象になるのではないかと考えております。

その次に大事なのが、所謂高濃度汚染廃棄物、有害物質によって汚染された廃棄物をどういう具合に処理すれば良いのか、その前に、どの位の量で、質はどうか、ということで、範囲を特定しなければならない。

これについても4月からボーリング調査を始めまして範囲を測定している最中ですので、その結果を見ながら、撤去する場合に、例えば、撤去作業中に汚染水或いは高濃度の汚染物が流出しないような工法をとりながらやらなければならないとか、そういうリスク検討をしながら進めていかなければならない。

その辺を緊急的に検討して頂いて、早めに汚染防止対策として遮水壁を造っていかなければならない。

ということを先ず第一に検討していただきたいというふうに考えています。

その次に中期的な検討課題でございますけれども、これについては、廃棄物の撤去というものが、部分であるか全量であるか或いはそのままにすれば良いのかという課題がございます。

それについては色んな科学的根拠あるいは住民の方々の意見を伺いながら今後決めていかなければいけないことなんです、それを先ほどありましたけれども、事業主体をどこでやるのか、どの位の範囲をやれば良いのか、どういうやり方をすれば良いのか、準備はどうすれば良いのかということが検討課題になると思います。

また、当然のように撤去することによる費用対効果というのは当然行政でございますので考えていかなければならない。

或いは財源をどうすれば良いのか、それから、我々が一番時間かけなくちゃいけないんじゃないか、調査に時間がかかるというのが4番目の排出事業者責任の追及。

これは、今もリストアップしながら、色んな排出事業者を調べていますが、これについてはどの程度まで追求できるのか、今の法律の範囲内ではどの程度できるのか、或いはその法律を越えた形でやれるのかどうか、そこまでの検討会のご提言をいただきたい。

最後になりますが長期的な検討課題につきましては、原状回復した後にはその跡地をどうするのか、あくまでもこれは個人の土地でございますが、その個人の土地に対して色んなお金をかけて原状回復する訳です。

その原状回復した後で、今後どのような対策を講じていったらいいのか、それから、色んな考え方があると思いますが、地域の産業振興と結びつくような再生計画ができないものかどうか、こういうことを時間をかけてじっくり検討して、地域の方々にご迷惑かけない、或いは、逆にこれを逆手にとって良い方法がないだろうかということを検討してい

ただくことも検討会でのお願いになるだろうと思います。

これが青森県としての考え方でございますが、1番の短期的に検討を要する課題の囲い込みについて、我々緊急対策の一環として考えております。

資料4をご覧になっていただきたいと思いますが、

これは、先程来申し上げてますように、汚染拡散を防止することが先ず第一の課題でございます。

それによって、生活環境の保全、それから所謂風評被害、昨年もありました。

最近また出ているようでございますが、この風評被害を早めに払拭していかなければならない、そうしないと、田子町だけの問題ではなく青森県全体、或いは岩手県の二戸市までもまたがるような農産物の風評被害があれば、これは大変なことになりますので、早く汚染が現場内に止まっていることを皆さんにお知らせしなくちゃいけない。

そのためにも汚染拡散防止対策の優先実施ということが必要ではないかということで、では、その対策をどういう具合にしたら良いのか。

汚染水の拡散を遮断するためには遮水壁を造って囲い込む、これが一番良い方法ではないか。

我々が今委員会の方にご検討頂きたいのは、岩手県側でございます現場西側については囲い込むということは大体了解が得られておりますけれども、東側を県境を超えてどこまでやれば良いのか。

今、分水嶺が岩手県の方にありますので、その東側の分水嶺の所まで、もっていくと、その集まった汚染水は西側の60メートル下の方に水処理施設を造って、そこで処理するという方法が如何なものかということで、検討していただきたいという具合に考えております。

2枚目の方に、汚染拡散防止対策をしながら、工事をしながらということですが、モニタリング調査をしていかなければならない。

これは当然のことながらやっていく。

そして汚染対策、所謂汚染拡散防止対策が終わったと、その次どうすれば良いのかということは、ここに書いてありますが、モニタリングは当然のことながら、汚染状況と環境面、現実性、こういうものを考慮しながら色んなことが考えられるであろうということを検討会の専門知識を持った、情報を持った先生方から色んな情報を得てどのようなやり方があり得るのかということをご検討していただきたいという具合に考えております。

参考までに3ページのところに囲い込みの考え方。

4月25日には赤い鉛直遮水壁は県境までしかございませんでしたが、こういうやり方でやりたいという青森県案として、こういうことでお示ししてご意見をいただきたいという具合に考えております。

それでは、資料5をご覧になっていただきたいと思いますが、先程説明しました中に、中期的検討課題の中の、(4) 排出事業者の責任追及についてとい

うことで、これについてはあくまでも捨て得ということは絶対許しちやならない。

今、原因者が破産とか、解散とかということで資金的に非常に厳しい状況にある。

従って行政が全てもてば良いということではない。

そうすれば、排出事業者の責任というのはどこまで追求できるのか。

これも、先程申し上げましたように、色々な問題を抱えていると思います。

いずれにしましても、排出者のリストを作成して、今、三栄化学の方に、我々としては報告を求めて、持っている情報を全て引き出したい、そして、リストを作成し、先ず排出事業者の特定をしていく。

今のところもある程度は持っておりますけれども、今後、更に詳しく排出の実態を把握していきたい。

その後に岩手県と一緒に排出事業者に対する基本的な考え方を統一してから、どのようなやり方が、排出事業者責任の追及ができるのかということ、合同会議の中或いは検討委員会の中で整理しながら出来る限りのことはやっていきたいということで進めて参りたいと考えております。

時澤部長

それでは関連しますので岩手県側の方の説明をして、その後に質問なり意見交換というふうにさせていただきたいと思います。

築田課長

それでは、岩手県の資料3、4、5に基づいてご説明致します。

検討課題ということで、検討委員会の方に検討頂く事項ということで、一応先程申し上げましたように、委員の方々の任期を2年としておりますので、この2年間の間に、検討課題、大きく分けて2つございます。

それを検討していただきたいということで、原状回復の在り方についてということで、緊急、恒久、それから15年度になるのではないかと思います、環境再生の在り方ということで、2年でですね、全体が見えるような形をお願いしたいということでございます。ただ原状回復としましては、技術・社会両面の検討で、そこでは応急対策の実施について、当然これは恒久対策を見据えての応急対策ということでございます。

それと環境再生につきましては、原状回復の結論を受けて次の課題についての技術・社会両面の検討をしていただくというような考えでおります。

まあ右側の方には、その検討結果がステップ1或いはステップ2、ステップ3というふうに一つ一つですね、成果品として出され、分析されて、更にそれが色々見直す点は見直すなどの修正・調整が加えられて進んでいけばいいのかなと、簡単にはこういうところでございます。

次の頁には当面の検討課題ということで、緊急対策の実施における技術的課題については、同じようなことが書いております。

緊急対策の方法について恒久対策を見据えて、詳細調査の実施項目について、或いは緊急対策のスケジュールについて、緊急対策の実施における社会的課題としましては、青森県さんの方とほぼ同じでございます実施主体について、それから責任の追及について、費用負担についてというような項目を検討していただきたい課題と思っております。

それから緊急対策について資料4の方ですが、先ず、原状回復に向けた検討として、緊急に実施すべき事項、これは当然恒久対策を見据えて実施する必要があるというふうに考えております。

技術的なテーマとしましては、恒久対策実施における、当然技術的な面をですね、詰めていかないとなかなか先には進まないというようなところでございますが、それと社会的なテーマ、緊急対策実施における社会的課題という方をですね、表裏一体、一緒に検討をしていただきたいというふうに考えております。

で、これに向けて現在本県ではですね、

どういったことを進めているかといいますか考えているかということですが、住民の要望である、有害物の撤去、そして土壌の浄化の組み合わせ、これで原状回復を最終的な形態と位置付けたいというところで、それに必要な調査を14年度中に実施したいということで今調整をしています。

で、一つは提案されております青森県側で進める予定の遮水壁設置工事に対する影響についても今年度中に汚染の拡散のおそれのある、特に、撤去による汚染拡散の影響についての調査をすることにしています。

それから廃棄物の詳細調査につきまして、現在、多種多様な廃棄物があそこに認められておりまして、その性状等についても、ほぼ分析はしております。

ただしそのブロック毎によって埋められている廃棄物の性状が違いますので、それを撤去するに当たって、どういったものをどのように撤去すれば良いのかの詳細調査を年内には行いたいというふうに考えています。

それからもう一つは土壌浄化を現場で行うということで、ドラム缶218本とり上げられた場所、あそこは土壌汚染が一番ひどい状況になっております。

そこでその土壌浄化というものが現場でどの位できるものかということの、実証、実験というか、今年度といいますか年内には是非これは行いたい。

そしてその後具体的な土壌浄化を実施していきたいというふうに考えています。

社会的なテーマとしましては、当然、排出事業者の関連、現在進めておりますが、これをもっともっとですねこの排出事業者の徹底調査といいますか、今後に向けた責任追及の部分についてやりたいというようなことを考えています。

今後こういった事業を進めていくに当たっての費用負担、係る費用、そしてどの位の効果が上がるのか、そして安全面、安全性というのは、どこまでもっていけるかといったこ

とについての検討も必要であるというふうに思っておりますし、それから、負担制度というこの全てが県で出すことなしに、是非国の方或いは排出者責任追及してそちらの方からも負担していただく、更には今の制度を越える制度をですね国の方にも要望しなければならない、或いは提言していかなければならないというふうに考えていまして、この辺は当県として取り組んで行くべき事項であるというふうに考えています。

今後の対策等の流れとしましては、そこに簡単なスケジュールですが、14年度それから15年度以降というふうに示しております。

今申し上げました排出事業者の責任追及ということで、資料5の方になります。

現在、うちの方で進めております、ここに簡単な経過を示しておりますが、トレンチ掘削を16ブロックについて、15ヘクタールを16ブロックに区切ってですね、全てあそこを掘削した結果、排出事業者が判明したもの、これはございます。

それについては、現在二戸保健所の方で廃棄物処理法18条に基づく報告徴収を行ってまして、その結果そのほとんどが埼玉県の縣南衛生が焼却処分のために受け入れた廃棄物であったということが判明しております。

それから、縣南衛生株式会社は、排出事業者から相応の処分費用を徴収し、マニフェストや受入伝票に処理済印を押しながら実際は焼却せずに収集運搬会社、ここには東奥環境とありますが、を通じ三栄化学工業に運び不法投棄していた事実も判明しております。

これらを基に、排出事業者責任というものを徹底して追及して参りたいというふうに思っております、これはあの青森県さんとも同じでございますので一体となってより早急に、なるべく早く取り組みたいというふうに考えております。

縣南衛生に係るものについては、現在、うちの県、本県の方でその種類・数量をすべて分析中でありまして、この結果を当然青森県さんの方にも提供いたしまして、両県で一緒になって排出事業者の実績を解明したいと思います。

縣南衛生以外にも委託しているというか、共謀でやった三栄化学工業もございますので是非青森県さんの方で同じような作業を進めていただきまして不法投棄に対する関与或いは不法投棄責任というものを解明していきたいということでございます。

その下は今お話し申し上げたようなことをですね書いてございます。

以上でございます。

時澤部長

それでは両県から説明をいたしましたけれども、質問とかご意見とかあるんじゃないかと思っておりますけれども、先ず排出事業者責任につきましてはちょっと置いておきまして、検討課題について、

例えば、青森県の短期、中期、長期ということだと岩手県側の区分とすり合わせをする必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺から、あと、緊急対策もその中の一部ですので、検討課題と緊急対策について意見交換させていただきたいと思っておりますけれども、先

ず最初に質問とかございましたら質問からいただきたいと思いますけれども、市長さんご疑問点とかございませんか。

小原市長

いろいろとありがとうございます。

これからの議論に入っていかれると思うんですが、一つ気になりますのが緊急の対策の中で、囲い込みが言われておりますが、この間専門家の先生方の話の中で、遮水壁を造ることによって地下水の流れが影響受けるのではないかということがありまして、その断面にもよると思うんですが、どの位の高さの遮水壁になるのか。

すごく高いものになると逆に流れていってしまう心配がないのかなと全く素人の考えでございますが、気になってます。

それが遮水壁がそんなに高くなく、しかも水を取るところがかなり低いところのようになってますが、そうすると逆に流れることはないだろうなと思ってますけれども、それが一つ気になっているところでございます。

全体の流れについては、今お示し頂いたところで特別ありません。

色々ありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

鎌田課長

それでは今の市長さんのお話ですけれども、

遮水壁の高さなんですが、これはまだ決定はしておりません。

ということは、どの位の深さのところに、岩があつて、その上にコンクリートを敷きながらそこに壁を立てるといような想定でございます。

その辺をどの辺に埋めたらいいのかということと、ゴミの層、或いは土壌の層、どこまで打てばいいのかということは今調査している最中でございます。

それから、この間専門家の方々から水の流れが変わるんじゃないかというお話は、想定なんですけど、全体をぐるっと囲ってしまった場合にはそういう可能性はあると思います。

ただ、今の場合はですね、一番高いところ、所謂分水嶺、今は分水嶺と敢えて言いますけれども、地形上の分水嶺のところまで、お椀みたいにして、こういくという形ですので流れは変わらないと思います。

全体をぐるっと囲ってしまうことによって色んな地下水脈が変わる、地下水脈じゃないです浸出水・浸透水が変わる。

で浸透水の流れが変わってくる可能性は十分にあると、だから、その辺はどこに打って、どういうやり方が、一番我々考えている水処理施設に誘導できるのか、そういうところを一番良い方法を考えていきたい。

あちこち流れができて変わっていくようなやり方はしてはいけないと思います。

小原市長

それで、進む中で地元説明も当然出てくる訳ですが、そのときに、今、囲い込みの実施範囲の特定とか、工法の検討がなされる訳ですが、その時に必要な調査をしますと仰ってますが、地元なり私共が説明を受けるときにですね、心配ありませんよという話を聞かせて頂きたいと思ってます。

今のような話になるんだろうと思ってますが、

遮水壁を造ることによって、そこになんとか水位が上がって、逆に流れるといいますか、そういうことはありませんよということを分かりやすくご説明頂ければなと思っております。

鎌田課長

その辺についてはですね、我々も機会あるごとに住民の方々と接触しながら説明していきたいと思うし、また、勉強会を開いてですね、色んな事をお互いにディスカッションしていきたいなと思っております。

それからもう一回合同の検討委員会の中で、こういう方向で良いだろうということになればですね、具体的に、専門家の先生方はレベルの高い話をしますんで、それを咀嚼しながら、我々も勉強しながらそれを住民の方々に伝えていきたいというふうに考えています。

小原市長

そうですね、私もこの断面図があるといいなと思ってるんです。いずれ出ると思ってるんですが、これも平面図ですね、ここをスポンとこう切ったときに切片がこうなって、ゴミがあって地山がこうあって、取水するところがあって、水が雨が降って段々流れてくるときに、どういうふうになるのかという水の流れが分かって非常に理解しやすいという気がします。

鎌田課長

ジオラマみたいな感じのやつが

小原市長

いえ、黒板に書くだけでいいんですけど

鎌田課長

そうですか

小原市長

つまり、断面図で想定するときには堰堤ができますよね。

そうしますと、そのままいけば、水がどんどん溜まって水位を高めていきますね。

それを一方では取る訳ですが、その時に降った分だけが出ていけばそのままこう流れると思うんですけども、取水量だとか何とかによって、量の多寡にもよるんだと思うんですが、私が気になるのは段々溜まって行ってですね、遮水壁をしていない側に流れていくといいですか、

まあ、そんな計画は作らないと思いますが、

その辺が気になっているものですから、今のようなご質問をお願いしました。

鎌田課長

その辺は、逆流しないような、これは基本的にそういう具合に作りますので、水処理施設に流入するような形でやっていきたいと思います。

時澤部長

今の話、今から専門家の方々の意見を聴きながらということですので、これは青森だけでなく岩手の方でも、とにかく住民の方々にきちんと理解して頂いて不安の無いようにということが基本だと思ってますので、そういう説明というのは、十分私共も考えてやっていかないといけないと思いますので、専門家の方々の意見を如何に住民の方々に理解して頂くかということについては私共努力していきたいと思っております。

田子町長さんその他何かございますでしょうか。

両県の説明に対しまして

中村町長

素人ということで、技術的なことは分かりません。

ただ、今説明にある遮水壁というものをぐるっと回して、その底辺、底の部分に対しての工法というのはなかなか容易ではないなと思っております。

そういう場合に、底の部分の浸透性というものが心配ないのか、そういうところもお考えがありましたらお願いしたい。

更に、住民に対しての説明会なんかをやっていただければ大変ありがたいと思う。

ただ、そのような説明会というものは、往々にして一方的な説明で終わってしまうということは、今はそんなことは無いようですが、住民の意志が反映されれば大変良くなると思います。

そうでないという説明会が説明会で終わってしまうという、いさかまた理解を得るのが難しいのではないかと心配をしています。

その辺りを気を付けてやってもらえればと思っています。

福永次長

町長さん、それから市長さんもご心配になってる、住民の方が十分分かるような、私も素人ですのでよく分かります。

ですから、そういう意味では先程仰った断面図、そういう素人に分かるような説明というものが必要だと思います。

これから始めます合同検討委員会、この場にも住民の方にも入っていただくということで考えておりますので、そういう素人の方も一緒に、もちろん市長さんも分かるような説明をしていかなければならない、それに加えて専門家としての高度な話というのもやっていかななくてはならないというふうに考えておりますので、町長さん仰ったように住民の方に一方的な説明とならないように、さっき課長の話にも出たように、勉強会をやりたいと考えていますので、その辺は十分注意していきたいと思います。

鎌田課長

下の方のですね、所謂凝灰角礫岩と称して、我々一般的に岩（がん）と言ってますけれども、それについては、全く水を通さないということではない。

これは、浸透係数が、マイナス5乗或いは6乗のレベルである。

ということは、水を通し難い岩である。

ただしそこにですね、今我々が心配して調査中なんです、

そこに地滑りを伴って引っ張って行ってそこがゲチャゲチャになっているところがあるんじゃないか、所謂凝灰角礫岩で岩ではあるけども、岩が崩れているところがあるのではないかと、そこがもし崩れている状態あれば、水がスカスカになってしまう。

そうするといくら囲い込みしたとしても穴の空いたバケツに水を汲むようなものですから、そういうところをちゃんと調査して、そこがそういうような状態であれば、必要な、流れ出さないような工法をしながら、囲い込んでいかなくちやいけない。

そういう具合に考えています。

従って、難透水性ですから、全く出ないという訳ではない。

ただし、その一般的な流れとしての出方、地下水脈としての流れ方、そういうことで全然違うということで理解して頂きたい。

時澤部長

検討委員会の中に、町長さん市長さんにも入って頂きますし、住民の方々にも入って頂き、なおかつ、それぞれの調査、或いは検討過程も打ち合わせしながらご理解を頂きながらというふうに両県で進めて参りたいと思いますので、その場その場でまた意見を、こちらの方から説明させていただきたいと思っておりますし、ご意見を伺って進めていきたいということは、両県共通しておりますので、その部分は了解を頂きたいと思っております。

なかなか難しい、非常に専門的な面の部分もあるかと思うんですけども、やはりそれを如何に住民の方々に分かりやすく説明するかということも私共の責任だと考えておりますので工夫をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

小原市長

もう一つよろしいですか。

地元市・町、住民というのはどういう想定されておられるんでしょうか。

築田課長

二戸市さん或いは田子町さんからですね、ご推薦を頂いた形でですね参加していただきたい。

小原市長

一人とか二人とか

築田課長

一人位でしょうね。

小原市長

ああそうですか。

鎌田課長

あまり多いとですね、委員だらけになっちゃいますから。

小原市長

ええ分かります。

時澤部長

まあ、あと委員ではなくても全てオープンで会議を進めて参りますので、みなさんにそんな中で聴いて頂くということで考えております。

それではそれぞれの岩手県・青森県案につきましてのすり合わせというのも必要になるかと思っておりますけれども、それぞれ検討課題と緊急対策、2つの面について意見交換をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

豊川室長

それでは、岩手県さんの緊急対策の中にあります有害物の撤去及び土壌浄化のですね、こ

の土壌浄化というのは今の段階でどういう方法かお聞かせ願いたいと思います。

佐々木主査

これについては、具体的にこの方法ということを決めてはおりません。

場内に7カ所査の表層ガスの高濃度地域がございますので、その地域に合った方法になるかと思いますが、基本的には環境省の指針等に示している方法、具体的に言えば先ず一つの方法とするとばっ気等により空気を入れて活性炭吸着させて焼却処分とかですね、そういう形で廃油の汚染土壌をきれいにしていくという形のものが考えられます。

まあ具体的には今後そういう場所を調査方法を詰めてやりたいと思っております。

築田課長

あと、あの今ですね、土壌汚染対策法がですね検討されてますよね。

来年ぐらいからなるんじゃないかと思いますが、こちらの方にも色んな土壌汚染程度によってのどこまで進めなきゃならないかというようなですね、必要かなと思っておりますので、その辺を色んな情報を得ながら合った形で進めていかなければならないなというふうには考えています。

時澤部長

あとよろしいですか。

まだ、例えばその緊急対策で青森県の方で囲い込みが緊急対策である。

遮水壁をどこまでやるかということと、こちらの方の調査ということと、どういうふうな兼ね合いでやるかということも、合同委員会までに詰めないといけないと思うし、今の岩手県の方で撤去に向けての調査をします。

その調査結果を合同委員会にかけて遮水壁云々どこまで必要かというところの議論が出てくるんだと思うんですけども、そういう考え方でよろしいですか。

鎌田課長

時期的に言えばですね、非常にそうなれば苦しいかと思えます。

ということは、西側、青森県サイトの方にすれば、県境までの調査は6月か延びても7月に終わってしまう。

その後どこまで延ばせば良いのかということになれば、基本計画そのものが遅れてしまう。

追加でやるというのは非常に難しいと思うんです。

全体計画を作りながらどういう手法を考えていったら良いのかということをやらなければならない、そうすると詳細調査という具合になってますけども、どこまで壁を延ばせば良いのかということが先ず必要じゃないかなと思えます。

ただ、もし調査ということになれば、時期を合わせた形での調査ということで示していかないと、なかなか遮水壁を打つタイミングが難しくなるというような気がします。

築田課長

よく分かるんですけど、6月の中旬の合同検討委員会にかけるまでのデータ作るわけですか。

鎌田課長

それは無いです。

築田課長

6月開いて、次、2回目になると思うんですけども、それ開く時期というのはですね、なかなか直ぐっていう訳にはいかないんじゃないかと思うんですよね。

2回目は9月に仮に設定するとして、9月くらいまでにはうちのデータを揃えとか、で、一緒に合同委員会にかけるとかですね、基本計画というのはもう6月にデータ出た時点で進めちゃう訳ですか。

鎌田課長

県境までの計画は作ってしまおうと思ってました。

そうしないとですね、次の基本設計、実施設計という形をとっていけない。あれだけの距離ですから設計組むだけで半年以上かかっちゃう訳ですから、そうすると設計組むための調査が必要なんですね。

11月の末までしか調査ができない訳ですから、現場は。

そうなる就非常スケジュール的に厳しくなるだろうということですので、我々の方としては、所謂調査結果云々よりも、それは後追いで構わないんですけども、我々の考えとしては、分水嶺まで遮水壁を打つべきかどうかということを検討してもらいたい。

要するにそこまでいく必要ない、県境のところで、丸め込むという方法だってあると思うんです。

そこから水を抜くという色んな水の抜き方があると思う。

そういうことを先ず、どういうことが良いのか、我々としては分水嶺までもっていきたいという、そういう基本部分を決めて、後で、データは設計組むまでにあげる。

その基本的なものを決めていただきたいと思います。

築田課長

うちの方、かなり急いでもですね、6月というのはもう無理ですし、その他手続き的な問題あるものですので、早く進めれば2回目ぐらいには、客観的に判断できるデータが作れるかどうか、12月であればですね、3回目ぐらいの検討委員会、年何回やるかはこれからの課題ですけれども、せいぜい3回か4回ぐらいしか合同検討委員会というのは開けないと思うんですよ。

その中で、なかなかですね2回目ぐらいまでのデータはうちの方難しいんで、3回目ぐらいまでには結果についてですね。

鎌田課長

それはいつ頃

築田課長

12月までの、まあ例えばですね、6月の中旬に第1回ですね

鎌田課長

いや、あの調査結果

築田課長

調査結果ですか。

これからの作業ですから、今のところ年内ぐらいという形でしか申し上げられないんですが。

ですから、合同検討委員会を開いて、年3回4回。

3回目ぐらいのところではですね、委員さん方にご判断して頂くようなデータを出したいなとは思ってます。

基本計画をもっと早く作らなければならないということであれば、うちの方としても判断していただくような材料は無いんです。

鎌田課長

基本的にですね、こういう遮水壁をどこまでもっていくかということは、大体の地形的なものでも判断できる訳ですよ。

基本的にそれであれば、先ず県境まで設計組んじゃって、その結果に基づいて、岩手県で調査した結果に基づいて、設計を組み直す、追加するというような形でもできると思います。

築田課長

ただ、そう県境にですね、遮水壁を設置する必要があるのかどうかというような議論をですね、その辺を含めて調査してもらいたいと思うんです。

うちの県の方は見ていただければ、現場、分かるんですけども、杭打ってる部分しか廃棄物は投棄されていない。

非常にゲリラ的な投棄なんですね。

ですから部分部分ですから有害なものを優先的に撤去する、

で、次に分別して撤去しなきゃならないものとか、或いはあそこでそのまま自然還元できるものとか、というようなことは今まである程度見極めできるんですよ。

ですから、その辺でもって優先的に撤去しなきゃならない有害物質が投棄されたところとか、或いはVOC、ダイオキシンが検出されているところとか、なるべく早く撤去するための調査に取りかからねばならない。その結果を受けて撤去したい。

鎌田課長

そこで、調査する前に、検討委員会の先生方はほとんど現場見ていらっしゃると思いますので、その結果としてそこまですることないと、もうここで止めても大丈夫だという結果ができればそれでいいだろう。

で、もしもどうしても、欲しいというか我々がやりたい分水嶺までもっていきべきだということになれば、詳細設計のための調査結果というものは、結果を頂いてからでも組めると思うんです。

ということで1回目の委員会にこういう形で進めていきたいというふうにしたいと考えていますがいかがでしょうか。

時澤部長

分かりました。

大体、要はどこまでの範囲かということで、岩手県側までやる必要があるか必要がないか、岩手県の方は、有害物質特定できてますからそれを撤去する方針である、ですからそれを前提にどこまでということと、今度の合同委員会で判断していただく。

ですから岩手県の方としては撤去を前提にしたということをして、そちらの方からはそれを前提にしてどこまで範囲をやったらいいんでしょうかというような課題を合同委員会にかけていく。

というようなことになるかと思いますが、それでよろしいですか。

ですから、資料も、そうしますとばらばらではなくて、論点が先生方に良く分かるような資料をお互いに作っていく必要があると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから検討課題につきましては、短期、中期、長期ということと、岩手県のステップ1、ステップ2、ステップ3とその3つは合ってるんですけども、その中身についてのすり合わせってというような点については、どんな感じですか？

平井主査

青森県さんの資料の2番の中期的検討課題の(3)と(4)でございますが、当県では、排出事業者責任というのと財源の補填というのとは一体と考えております。これは、緊急対策にしる恒久対策にしる、お金がかかるというようなことでございますので、費用は緊急的に検討しなければならんと考えておりますので、是非ともこちら3番と4番は1の短期的に検討を要する課題にいていただきたいと考えるのがいかげんかでしょうか。

鎌田課長

実はですね、短期、中期、長期と分けたのは、短期の方はハードなんです。技術的な方。中期的な方というのはどちらかというとソフト面の方の考え方で入れたものですから、緊急に一番先に説明のありました社会面、技術面ということであれば、3番4番を一緒にしながら、言葉を変えながら短期的に検討を要する課題の、所謂社会面で検討するということで。

時澤部長

費用をどうするかっていうのはやはり一番大きな問題になってくるかと思えますけれども、費用をどうするかっていう時に、やはり、国の方に色んなことの、例えば補助とかそういう制度がありますが、今の補助制度が良いかどうかは別にして、そうすると責任追及が前提となるのか、色々からみ合っておりますので、そこもいろいろトータルとして考えていくということと同じでよろしいですね。

(はい。)分かりました。

あと何かございませんでしょうか。

鎌田課長

ちょっと確認したいんですけども、そうすれば、今の合同検討委員会の方に検討課題として、先ず全体としてこれだけの位置づけをします。というか短期、中期、長期という位置づけをしながら、それでもってこういうような検討

課題があります。

これでもって優先順位をつければこうなってしまうような固め方、そういう説明の仕方でもろしいですか。

平井主査

検討の進め方でございますが、今考えておりますのは、4月の25日の会議で、アドバイザーの先生からご指摘を受けた点で、所謂出発点を統一させてから検討課題にもっていきなさいよというご指摘がございましたので、先ずその、目指すところはどこであるのかということ为先ず明確にした上で、そして優先順位を付けていく。

ただ、それは、対策の方向をある程度示した上で、原状回復の最終形というのはどこにもっていくべきかということを見据えなければ、いきなり各論に入っていくても、委員の先生方はたぶんご理解できないと思う。

福永次長

今仰ったのは目指すところはどこか、ということは、どの部分に指摘されていたか。

この前色々議論になってましたけども、或いは色々な場面で話が出てましたけども、端的に言えば、撤去のやり方、全量撤去とか部分撤去と、そういうお話ということなんですか。

平井主査

我々が検討、議論を進めていく上で、着地点として考えていますのは、地域住民の方の要望です。

地域住民の方が、どのようなご要望を持っているのか、25日の会議では、田子の町長様、二戸の市長様からご意見を伺ったところでは、原則として廃棄物は撤去していただきたいというコメントをいただいておりますので、こちらでは住民の方々のご要望ということをお前提と致しまして、撤去するというのを、そのための手法をお互い見出ししていくということの一つのテーマと致しまして、原状回復と致しましては、その中で、撤去に向かってこのようなことを検討した中で、こういう弊害がある、こういう問題がある、ですからこうこうこちらに修正しなければならない、若しくはこのような段取りをしなければならないというステップを明確にお諮りするという形にしませんと、検討委員会の検討内容が住民の方々に理解されないおそれがあります。

ですから、お互いの出発点としまして、そういう有害廃棄物若しくは廃棄物を撤去することが住民の要望であるということをお互いに確認する必要があると思います。

そこら辺はいかがでしょうか。

福永次長
有害廃棄物？

平井主査
廃棄物です。

福永次長
ということは全量撤去。
あの部分に不法投棄されている産業廃棄物を全量撤去する。
そこからスタートだというお話でしょうか。

築田課長
あの、全量撤去というかですね、
要するに住民の方々の要望がうちの県にも出てますし、
青森県さんにも出てるはずですよ。
そのことに対して一つ一つ回答を出していかなければなんないんじゃないかということな
んですね。
ですから、その回答を出すに当たって、こうこうこういうことで全量撤去は無理です。
ですからこの部分だけの撤去という最終的にはなるというような説明をしていかなきゃな
らないと、要するに、住民の方々から出ている要望・意見に対して、一つ一つ答を出す
ときに、説明しながら分かって頂いて、方向をですね、ということです。

福永次長
ということは別に全量撤去或いは部分撤去なのか結論ありきということではないんです
ね。
それは当然4月25日の合同の連絡会議でも、各委員の先生からどういう形にもっていく
のが良いのか、今色々話出てるように、先ず、有害なものを撤去しなきゃならんのではな
いかというご意見もありましたし、或いは町長さんたちからは、全量撤去というのは地元
の要望である。
今お話あったようにですね。そういうお話もありました。
そこら辺のところは、十分にこれから両県できちんと住民の方の意見を聴きながら、或い
はいろんな学識経験者・専門家の方々の話を聴きながら、中身を検討・協議しながら結論
づけて行こうというのが4月25日の方向性として決まった形ではないかというふうに私
は理解してるんですけども。
そこはよろしいでしょうか。

築田課長

先ず、基本的にですね、出されてる要望に答えていくという形をとっていけば良いんじゃないかと、一つ一つのステップを踏んで。

福永次長

それは今後のステップを踏んで、検討委員会の中で議論して頂いて、その提言を頂きながら行政で結論を出していく。

築田課長

それに答えて、住民の方もですね、市・町の方々にも理解して理解していただければ、次の提案を出すという計画を立てた形で進めていかないと

福永次長

その部分については仰るとおりだと思うんです。ただ、じゃあ、その部分が決まらなないと緊急の対策はできないのかという話になれば、別だというふうに考えていいですか。

築田課長

それも理解していただければいいんです。納得・理解していただければ。

福永次長

ですから、我々が考えている緊急対策は速やかにやらなきゃならんというふうに考えているこの対策をやるということで、ちゃんと理解していただく、検討委員会の中でちゃんと理解をしていただく、その上で考え方を頂いて進めていくというのが我々の考え方です。そういう意味ではくい違いはないと思っています。

ですから、そこら辺のところを先ず緊急的にやるべきもの、そして、全量撤去なり何なり、地元の方の意見を聴きながらどうしていくかというのを検討していくというのも委員会の中で意見を頂いていく。

そういう意味ではたぶん仰ってることと私の考えてることとくい違いはないと思いますけれども。基本的なところは同じだと思います。

時澤部長

何かあれですよ、先ずここだということだけに集中して、ここが終わって次にいくというんじゃないくて、ある程度長期的なところを視野に置いて、必ずしも決まった事じゃありません。

長期にどうするかというのは、もう、まだ分かりませんから、ただ、先にこういう問題があるから、そこを見据えて、長期の視点を持って、そして短期に取りかかっています、できることからやってみようということを仰っているような気がします。それでいいんですか。

津軽石副主幹

ですから、おそらく、これは個人的な意見ですけれども、最終形のイメージがある程度いつ頃出るかっていうのを、やっぱり住民の方にも次の第1回目の検討委員会の際にですね、イメージ的にですね、見通しが出せればいいのかなっていう気はするんですが。

あとそれから緊急対策と恒久対策の関係でございますけれども、たとえば、遮水壁を暫定的なものとするかどうかによって、例えば工法的に強度とか、そういった方への影響というのは何かあるんでしょうか。

福永次長

その辺の強度の話っていうのは担当者からとして、ただ、我々は遮水壁を打ち込むということで、全体の恒久対策の一環として、先ず遮水壁を打ち込んで汚染の拡散を防止する。全体の対策の中の一部だというふうに考えてます。

そういう位置づけで考えてますので、ですから、仰ってることとくい違いは無いというのはそういう意味もあるんです。

全体を見据えて行く中の一つの先ずやる部分だというふうに理解して欲しい。

ですから全体的なものを議論しながら、それも先ず速やかに議論して頂くということですのでくい違いはないと思います。

津軽石副主幹

分かりました。

大体の話を聞いてて、両県を共通的に見るとあれですね、14年度中に大体その技術的な原状回復のビジョンというのが出てきて、長期的な部分というのは、まあ本県でいうと環境再生の部分になりますが、それが15年度に検討されてきてというのが大体イメージということで、大体共通ですよ。

鎌田課長

津軽石さん仰るとおりですね、

うちはただ年度を書いてないというだけで、ステップを3つに分けてやるだけであって、同じです。

時澤部長

分かりました。

二戸の市長さん、よく、これを逆手にとって将来にプラスにしていくんだという発想が必要だと、先程青森県の方も言われたと思うんですけど、ご持論でよく仰ってるんですけど、今の進め方、少し先を見据えながら、一步一步いきましょうという議論でちょっとその進め方についてお二人からちょっとご意見を伺いたいんですけども。

先ず、市長さんよろしいでしょうか。

小原市長

将来を見据えてというのと、直ちに取っかからなければならない状況と両方あると思いますね。

本当に現場見ると何かどす黒いというかそういうものが流れているのも現実ですから、直ちに取っ扱わなければならないのもあると思うんですけども、やっぱり、今のようなお話を、専門家の技術の、技術面の専門家の方々の意見で、私はまとまるんじゃないかなと思ってるんですけど、ですから、あとはタイムスケジュールと縦横で書いてみればですね、緊急は本当に早く取っかからないと、何か、相談する間じーっと現場何にも動かなくて待ってるのかっていう訳にはもういかないと思いますね。

ですから岩手側であれば撤去できるものを、もしやるのであれば撤去を始めればいいと思いますし、水処理なんかでも、できるものはもうすぐやればいい。

で、現場で何か動きが見えるっていうのも非常に大事な気がいたします。

もちろん最終型どうするかっていうのは、ある程度のイメージはもうお持ちじゃないかなっていう気がしてるんですが、あとはその段取りが、どういうふうに進むのか、そこはタイムスケジュール的に、なんていうんですか表の中にこう当てはめていけば、当てはまるんじゃないかっていう気がしてるんですが、まあ、今度、先生方が集まって、特に技術系の先生方の意見をみれば、先ず、直ちに何をしなきゃならないかっていうことと、将来に対して大きな選択があるとすれば、どっちを選ぶのかっていうのは、大体もう両県にもうおありのような気がしますので、なんといいですか、今のお話でいいと思いますが、なるべくその、外に出されるときには、ここにこういうかたまりがあって、全体としてこうしていきますっていうのが前段にいただければ、いいなっていう気がしますんで、こういうやりとりは本当は大事なことなんですけど、マスコミのみなさんいると、両県別々で全く違うんじゃないかという印象を与えるのが怖いっていいですか、損っていうか、そんな気がしますですね。

実は求めていることは、本当に私たちのことも考えていただいて、一番将来に不安のない計画を作ろうと思って一所懸命になっておられるってことは、本当に有り難いことでもありますし、それを進めるに当たっては、両県の状況が違うんで、個別に言えば、やり方が東と西では違ってくるっていうのは、当然だと思いますけれども、先ず、全体を一つで見て、

従ってこの先生方も、委員は全て両県が一体的に依頼するってということも書かれてまして、そこも十分配慮されてこの会を運営されて、もっていこうとされている。非常に有り難いというか、良いことだと思ってるんですが、それで一つの絵を描いた時に、パーツとして緊急にやらなきゃならないこと、調査もあるでしょうし、具体的な対策もあるでしょうし、そういうのをこう表の中に収めていくっていうことをすれば、今の両県のお話を伺って、専門家が入れば、私はそんなに難しくなく大枠は決まっていくような気がします。ただ、全量を出すか否かっていうのをそれを一番先に議論しだすと何か大変な気がしますね。

最終的にそういうのを求めるっていうのは私たち、そうあってほしいっていうのはありますが、その是か非かっていうのだけが延々と議論されて現場が動かないっていうのが一番私は現場にとっては不幸なことではないかなと思って、願わくばない方がいいに決まってる訳ですけども、それは、直ちにそうはいかない、或いはそう願っても、それよりも先ず現場対応が必要じゃないかっていうことも、全く正しい判断だと思いますね。

話全然まとまってないんですが、やっぱり私たちは願わくば、時間かかってもほとんど出してほしいっていうのが一番の願い、ただ、そんな単純なものでもないっていうことも、私共分かってますし、住民の方々も、分かると思います。

色んな説明の中でですね、何が今大事なのか、それから80何万っていうのが、どれだけの量なのか、それを、専門的な皆さん方の判断によっても、こういう手順で、こういうやり方でもっていくのが現実的で、かつ、将来に最も不安を残さない形として提示されるんじゃないかっていう気が、私はしています。

なんかわかんなかったかもしれませんが。

中村町長

4月25日に東京で行われました合同連絡会議の席上でも、現場が一つですし、岩手県側、そして青森県側それぞれの考え方が別々であるというとなかなか理解に苦しむということがありました。

そして、何とかして、合同会議で最終目標っていうのがやっぱり私は同じでないというとなかなか理解というのがしにくいんであろうなと思っております。

だからそういうふうなイメージ、最終目標というのが、私の方から言わせますというと、原状回復であり、全量撤去ということなんですが、そういうことなんかある程度見据えられた中での、このような会議の中での審議というものが、なされないといけないな、決してこうして話し合ってみるといって、違った考えで私もしゃべっていることではないなと思う。

ただ、お互いが、かたやいくらかの疑問点について質問する。

かたやそれにや答える。

なんか意見が違うんじゃないのかなと住民がとらえるというとなかなかどうも合同会議

というものも、本当の良さというものが理解されがたいと思います。

何とかして最終目標を見据えながら、両県の対応というのは、いささかの差があってもやむを得ないのではないかと、それはそのように考えております。

でもできるならば、それは共通でなければならぬものではないのかなと考えております。

そこら辺の調整というものを密にしながらやってもらえるならば、私は、是非、来年度に取りかかってと思っております。

ここでちょっと関係ございませんが、一つお願いを申し上げておきたいと思っております。

このような合同連絡会議が行われましてから、随分と調査が頻繁になって参りました。

公明党の国会の議員さん方も来ました。

自由党の国会議員の方も来ました。

環境省の方々もおいでになりました。

さらには共産党の方々もおいでになりました。

そうしますというと、やっぱりもうここだけの問題ではなくなったなあ。

お陰様で、解決の目途というのは、国の段階までで考えてもらえるようになったのではないのかな。

そうするというと、解決というのは、よりやり易くなるのではないのかという考えを持って参りました。

田子町という一つのイメージというものが、どうも、にんにくが一つのきっかけになり、随分と名前が売れております。

有り難いことだと思っております。

ところが、こういうふうな事が起きまして、中央紙で記事として出ますと、たちどころに、何らかの影響というものが出ている。

おそらく、東京都民の方々でしょうけど、現場は一定区画の部分であっても、田子町の産物というものは、何かしら危険があるのではないのかなという不安をお持ちになっていると思う。

だからこそ今回は、正直言いまして、放っておけないな。

それぞれの組織で、町の職員なり、農協の職員なり、出向きながらそういう対応というのはやって参りました。

できるならば、報道というものは、捉え方だと思います、見る人の捉え方だと思いますが、田子町全体が侵されているものでは決してございませんので、そんなことの誤解を生まないような報道をやってもらえればなといつも考えております。

これだけ、騒ぎが大きくなりまして、全然影響がないということは言い切れないと思う。

それはやっぱり覚悟はしなければならぬことです。

だが、それによって田子町の農業というものが、そこに住む、農業に携わるものが、本

当に大変な目に遭うな、こんなことをつくづく感じています。

そういう点を十分配慮したことを考えてもらいたいし、そして、そのような理解を得れるような、データというものは、できるだけ県の力で今後とも十分果たしていつてもらいたい。

このように考えて、よろしくお願ひしたい。

時澤部長

どうも有り難うございます。

お二人首長さんからいただきましたけれども、やはり基本的に住民の方の要望というのは、最終的には廃棄物の撤去ということにあるんですが、それに向けて我々何ができるかということ、何をすべきか何ができるかということに先ず努力をすべきであるということ、最終目標ではないかということ、そこは皆さん、両県とも同じであり、そのための第一歩として、先ず緊急的にやる部分から手をつけるということでありまして、その部分でも、共通の意識はあるというふうに考えておりますので、合同検討委員会に諮るときにはですね、分かりやすい、先生方に分かりやすい資料で、共通の資料として出して行きたいなというふうに思っておりますので、そこら辺はまた、すり合わせをお願ひをしたいと思っております。

大体そんな感じで合同委員会に諮っていくということで、残りの、あとはですね、排出者責任の追及ということで、ここは、岩手、青森で進捗状況に差があるようではありますけれども、基本的には両県一体となって、排出事業者責任を追及ということをやるといふことには変わりはないというふうに思っておりますけれども、細かい部分でもし何か質問等ありましたらお願ひしたいと思ひます。

鎌田課長

これはですね、基本的に考え方は一緒だと思います。

三栄化学の方の、今うちの方でも排出事業者に対しての調査というのを続けておりますので、それができ次第リストを交換しながらできるだけ早く進めていきたい。

時澤部長

ここは色んなもの前提というふうになりますので、これをきちんとやらなければ、例えば補助の話にしてもいろいろできていかないということですので、なおかつ一体として取り組んでいくということですので、この部分は問題はないと思ひますのでよろしくお願ひをしたいと思ひます。

その他、資料として提出していただいたことについて、ほぼ大体その意見がすりあって、合同委員会に対して、臨むべき方向性というのは出てきているんだと思ひますけれども、細かいのは、まだまだ調整必要かと思ひます。

まだ時間も日にちも決まっておられませんけれども、そのほか、この際ですので合同検討委員会に向けて、こういったことをもうちょっと意見交換しておいた方がいいというのがあれば、あるいはその、市長さん、町長さん、もし、合同委員会に向けてもう少しこういう点を意見を頂いた方がいいというのがございましたらお願いをしたいと思います。

小原市長

いえ、特にございません。

築田課長

あと、先ほどちょっとですね、申し上げたんですが、合同検討委員会、年何回ぐらいですね、どういった項目で進めるかというスケジュール的な面なんですけど、これはどうでしょうか。後でもう少し事務的に詰めましょうか。

鎌田課長

その方がいいんじゃないかと思います。ここで何回と決めちゃえばですね、どうしても制限しちゃいますんで、我々実はワーキング、技術的な方ですけども、ワーキングの開催はその都度その都度なんです。ですから月に2回やったり、2ヶ月やらなかったり、そういうこともありましたんで、我々の調査或いは対策の進捗状況に応じながら、提言をもらうとしていったほうが、効果的というか効率的じゃないかと思うんです。

時澤部長

はい、おそらく合同委員会の方で、先生方も、どういう感じのイメージで考えとけばいいのかという全体像を求められると思いますんで、全体像の中で、今後、6月以降どうしていくのかっていうことも、説明できるようにしておかないといけない。その辺はまた事務的によくすりあわせをしておいていただきたいと思います。あと何かございませんか。

小原市長

地質調査などされて、ある程度の成果が出たときに、私共もある程度いただけますが、これは両県でなんですけど、あまり難しいのは分からないんですけども、さっき出ました、凝灰角礫岩だとか、地層、地質がありますよね。断面がこうあって、ここはこういう地層で、そういうものの調査、もう既にあるのかもしれませんが、そういう基礎的な資料がある程度整理された段階で、私共もいただければ有り難いと思うんですが、これは岩手県も同じなんですけども。

鎌田課長

できれば、その、報告書の中に全部書いてありますんで、実は、住民説明会の時に、でかい模型みたいな、断面にして、ブロックに分けてですね作ったんです。

自分では分かりやすいと思ったんですけども、見た時あまり分かりにくいんです。

それから、パソコンでですね、作ったのもあるんですが、非常に専門的過ぎて、分かりにくいんです。

小原市長

私共の地元で説明するする時には、岩手県分だけな訳です。

従って、何となく量は向こうだし、かえって不安を持ちちゃうんですね。

ですから、本当は合同、まあ次からちょっと距離はあっちなんですけど、私はどっちでも構わないんですが、田子町さんの方に行っても構いませんので、両方一緒にいる時にですね、両方で説明するような場も、まあ、いつもでなくてもいいと思うんです。

そういうのあった方がいいような気がするんですけども。

今非常に興味深いその断面のなんかですね、

そうするとわかりにくいかも知れませんが、ここは浸透しやすい層ですよ、ここは浸透しにくい層ですよとかって言うと、なんとなく分かるような気がするんですよ。まあ、大変お忙しいでしょうが、いつか、合同委員会の後でも構わないと思うんですが、少なくとも私はですね、青森県側の今のようなお話を一度、地元なり、関心の高い人にも、聞いてもらう機会があれば有り難いと思います。

私共は県にお願いして、議会の方とか、或いは環境審議会というのがまして、そこでもある程度状況説明してるんですが、その時に、県にお願いして説明していただく訳ですね。そうすると、ああなるほどなと大体なるんです。

ただ、青森県さん側の方は、ほとんど分からないというんですか、説明を聞く機会がないもんですから、かえって何となく疑心暗鬼を持ちちゃうんですね。

それで、いつか機会を作ってですね、私共お尋ねしても構わないんですが、こういうふうになってるよっていうことの説明っていう機会があると非常に有り難いと思いますんで、よろしくお願いします。

鎌田課長

それでは、岩手県と相談しながら

小原市長

状況説明の時に、田子町民の方もちょっと来てて、ああ岩手はこうとかか前言ってましたんで、田子町さんの説明の時にも我々行けばいいのかも知れませんが、何となく行きにくいもんですから、もしあれだったら、一緒に説明をですね、場所はどっちでも構いません、

そういう機会を一回作っていただければ、私たちも理解の機会というのは、ふえる。
どうぞ来て下さいということで聞けばですね、かえって安心するような気がするんです。

鎌田課長

はい、分かりました

時澤部長

はい、それでは、今、貴重なご提言ございましたので、やはり地図の上には県境があっても、片方だけ聞いてもやはり不安が残るということもありますので、住民の説明の部分についても合同でやるというような方向でまた決定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それじゃ他になければこの辺で議題は終了しておりますので、それでは6月の中頃ということで、合同検討委員会の方に、かける事項について、さらにペーパーとかですね、詰める事が必要な部分があるかと思えますけれども、その辺につきましては、また、密接に連携をとっていただきながら、なおかつ、地元とも連携をとってやっていきたいと思えますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それじゃ、本日の会議はこれで終わらせていただきます。

本日はどうも有り難うございました。